東海 27 第 601 号
平成 27 年 10 月 20 日

支　部　長　　殿

東海税理士会
会長　　太　田　直　樹
＜公印省略＞

本人へ交付する税務関係書類への個人番号の記載不要について（周知依頼）

平成２７年１０月２日の所得税法施行規則等の改正により、平成２８年１月以降も、給与などの支払いを受ける者に交付する源泉徴収票等への個人番号の記載は行わないこととされました。(別紙参照)

つきましては、貴支部におかれましても、当該取扱いについて会員方にご周知くださるようお願い申し上げます。